

○環境省告示第五十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

環境大臣 浅尾慶一郎

第一条 第三号中「別表」を「別表一及び別表二」に改める。

一

第二条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		[略]	[略]	[略]	
[平成十九年度予算に係るもの 略]					
	平成十六年度から平成十八年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]		
	農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロッ ク造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの	一七 二〇		
		主として金属造の構築物 [略]	[略]		
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
	平成十三年度から平成十五年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]		
	農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロッ ク造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの	一七 二〇		
		主として金属造の構築物 [略]	[略]		
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
[平成十二年度予算に係るもの 略]					
	平成十一年度予算に係るもの				
	建物	[略]	[略]		
		木骨モルタル造のもの [略]	[略]		
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの [略]	[略]		
		その他のもの	一四		
	簡易建物 [略]				
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
	構築物	[略]	[略]		
		緑化施設及び庭園			

		[略]	[略]	[略]	
[平成十九年度予算に係るもの 略]					
	平成十六年度から平成十八年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]		
	農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロッ ク造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの	一七 二〇		
		主として金属造の構築物 [略]	[略]		
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
	平成十三年度から平成十五年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]		
	農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロッ ク造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの	一七 二〇		
		主として金属造の構築物 [略]	[略]		
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
[平成十二年度予算に係るもの 略]					
	平成十一年度予算に係るもの				
	建物	[略]	[略]		
		木骨モルタル造のもの [略]	[略]		
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの [略]	[略]		
		その他のもの	一四		
	簡易建物 [略]				
		[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
	構築物	[略]	[略]		
		緑化施設及び庭園			

		工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇	
		舗装道路及び舗装路面 〔略〕	〔略〕	
		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

〔平成十年度予算に係るもの 略〕
〔平成七年度から平成九年度予算に係るもの 略〕
〔平成六年度予算に係るもの 略〕

	平成五年度予算に係るもの
	〔略〕
	平成三年度から平成四年度予算に係るもの
	〔略〕

〔平成二年度予算に係るもの 略〕
〔平成元年度予算に係るもの 略〕
〔昭和六十三年次予算に係るもの 略〕
〔昭和六十二年次予算に係るもの 略〕
〔昭和六十年次から昭和六十一年度予算に係るもの 略〕
〔昭和五十八年度から昭和五十九年度予算に係るもの 略〕

	昭和五十七年度予算に係るもの		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの 〔略〕 前掲以外のもの 線路設備 〔略〕 トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの 〔略〕 〔略〕 〔略〕	〔略〕 〔略〕 六〇 三五 〔略〕 〔略〕 〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
器具及び備品	〔略〕	〔略〕	
	容器及び金庫 ポンペ		

		工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇	
		舗装道路及び舗装路面 〔略〕	〔略〕	
		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

〔平成十年度予算に係るもの 略〕
〔平成七年度から平成九年度予算に係るもの 略〕
〔平成六年度予算に係るもの 略〕

	平成五年度予算に係るもの
	〔略〕
	平成三年度から平成四年度予算に係るもの
	〔略〕

〔平成二年度予算に係るもの 略〕
〔平成元年度予算に係るもの 略〕
〔昭和六十三年次予算に係るもの 略〕
〔昭和六十二年次予算に係るもの 略〕
〔昭和六十年次から昭和六十一年度予算に係るもの 略〕
〔昭和五十八年度から昭和五十九年度予算に係るもの 略〕

	昭和五十七年度予算に係るもの		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの 〔略〕 前掲以外のもの 線路設備 〔略〕 トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの 〔略〕 〔略〕 〔略〕	〔略〕 〔略〕 六〇 三五 〔略〕 〔略〕 〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
器具及び備品	〔略〕	〔略〕	
	容器及び金庫 ポンペ		

		溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの 〔略〕	六 八 一〇 〔略〕	
		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

		溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの 〔略〕	六 八 一〇 〔略〕	
		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第三条 別表一の次に次の一表を加える。

別表二

補助金等の 名称	処 分 を 制 限 す る 財 産 の 名 称 等		処分制限 期間(年)
	施設設備 等の分類	財 産 の 名 称 、 構 造 等	
令和七年度予算に係るもの			
国立公園 等資源整備 事業費 補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用の もの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は	五〇 四七

		舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三四 四一 三一 三九 三九 三九 三八 三一 二四 三一
--	--	--	--

		その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二一 三一 三八
		れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	四一 三八 三八 三六 三四 三〇 二二

		接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二八 二〇 三〇 三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	三八 三四 三一 三一 二九 二七

		の 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	二〇 二五 一九 二六 三一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四 ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	三〇 二七 二五 二五 二四 一九

		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一五 一九 二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	二二 一九 一九 一九 一七 一五 一二

		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一四 一七
		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二四 二二 二〇 一七 一七 一二 九 一一 一五

		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 二〇 一九 一五 一五 一一 七 一〇 一四
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇

		掘立造のもの及び仮設のもの	七
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下の もの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五

		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五

		電気通信事業用のもの	
		通信ケーブル	
		光ファイバー製のもの	一〇
		その他のもの	一三
		地中電線路	二七
		その他の線路設備	二一
		放送用又は無線通信用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	
		円筒空中線式のもの	三〇
		その他のもの	四〇
		鉄筋コンクリート柱	四二
		木塔及び木柱	一〇
		アンテナ	一〇
		接地線及び放送用配線	一〇
		広告用のもの	
		金属造のもの	二〇
		その他のもの	一〇
		緑化施設及び庭園	
		工場緑化施設	七
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	

		の アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五 一〇 三
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。) 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダ ム 乾ドツク サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	八〇 七五 六〇 五〇 四五 三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前 掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ	四〇 三四

		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
		れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びト ンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を 有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
		石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、上水道及び用水池 乾ドツク 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
		土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自	

		動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
		金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を 有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無 機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう	四五 二五 二二 三〇 一五 一〇 二〇 八 一〇 一五

		鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及 びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	二五 一五 二〇 一五 一〇 一五 四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
		木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そ う、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一五 一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを 含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		ロール	

		金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四 三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は ガラス成型用金型及び鋳造用型 その他のもの	二 三
		切削工具	二
		金属製柱及びカッペ	三
		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。 ） 自製活字及び活字に常用される金属	二 八
		前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	一三 三
		前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一三 八 四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット	

		主として金属製のもの その他のもの	一五八
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	五八八
		ベッド	八
		児童用机及びいす	五
		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	六八
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの	五
		主として金属製のもの その他のもの	一五八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類す	

		る繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は 劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三 六 一五 八 二 五 一五 八
		事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、	 三五 四 五

		タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	五 五 五 六 六 一〇
		時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
		光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八
		看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 二 一〇 五
		容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの	六

		鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	八 一〇 七 三 二 五 二〇
		娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三 五 二 一〇 五
		生物 植物 その他のもの	 一五

		動物 魚類 鳥類 その他のもの	二 四 八
		前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 五 五 五 一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	機械及び装置	宿泊業用設備	一〇
		飲食店業用設備	八
		その他の生活関連サービス業用設備	六

		その他のサービス業用設備	一二
	無形減価償却資産	意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三五
	開発研究用減価償却資産	器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 その他のもの	四
		ソフトウェア	三
沖縄振興 公共投資 交付金 自然環境 整備交付 金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割	五〇 四七 三四 四一

		を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九
		病院用のもの	三九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		公衆浴場用のもの	三一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二一
		その他のもの	三一
		その他のもの	三八

	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
	公衆浴場用のもの	三〇
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	二〇
	その他のもの	三〇

		その他のもの	三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
		公衆浴場用のもの	二七
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五

		その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	一九 二六 三一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	三〇 二七 二五 二五 二四 一九 一五

		接全面的に受けるもの その他のもの	一九 二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 一九 一九 一九 一七 一五 一二 一四 一七

		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二四 二二 二〇 一七 一七 一二 九 一一 一五
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二 二〇

		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一九 一五 一五 一一 七 一〇 一四
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一〇 七
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五

		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和	

		二十七年法律第三百五十八号)に基づき建設したものに限る。)	三〇
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。)	五七
		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	四一
		送電用のもの	
		地中電線路	二五
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
		配電用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	五〇
		鉄筋コンクリート柱	四二
		木柱	一五
		配電線	三〇
		引込線	二〇
		添架電話線	三〇
		地中電線路	二五
		放送用又は無線通信用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	
		円筒空中線式のもの	三〇
		その他のもの	四〇
		鉄筋コンクリート柱	四二
		木塔及び木柱	一〇

		アンテナ	一〇
		接地線及び放送用配線	一〇
		広告用のもの	
		金属造のもの	二〇
		その他のもの	一〇
		緑化施設及び庭園	
		工場緑化施設	七
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
		ビチューマルス敷のもの	三
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
		水道用ダム	八〇
		トンネル	七五
		橋	六〇
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	
		乾ドツク	五〇 四五

	サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を	五〇

		有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	七 二五 四〇
		石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
		土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自 動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
		金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの	四五 二五 二二 三〇

		鋼鉄製のもの	一五
		ガス貯そう	
		液化ガス用のもの	一〇
		その他のもの	二〇
		薬品貯そう	
		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
		水そう及び油そう	
		鋳鉄製のもの	二五
		鋼鉄製のもの	一五
		浮きドック	二〇
		飼育場	一五
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
		露天式立体駐車設備	一五
		その他のもの	四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
		木造のもの（前掲のものを除く。）	
		橋、塔、やぐら及びドック	一五
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そ	

		う、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの	一五 八 五 八 八 五 六 八 五 一五

		その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
		その他のもの	六
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	二
		その他のもの	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八

		看板及び広告器具	
		看板、ネオンサイン及び気球	三
		マネキン人形及び模型	二
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		容器及び金庫	
		ボンベ	
		溶接製のもの	六
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	八
		その他のもの	一〇
		ドラムかん、コンテナその他の容器	
		大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
		その他のもの	
		金属製のもの	三
		その他のもの	二
		金庫	
		手さげ金庫	五
		その他のもの	二〇
		娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
		スポーツ具	三

		劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 五 二 一〇 五
		生物 植物 その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	一五 二 四 八
		前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレ コード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 五 五 五 一〇 五

		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	無形減価 償却資産	意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三 五
二酸化炭 素排出抑 制対策事 業費等補 助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の もの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占 める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割 を超えるもの その他のもの	五〇 四七 三四 四一 三一 三九

	店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三九 三九 三八 三一 三一 三八
	れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの	四一 三八 三八 三六 三四 三〇

		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三八 三四 三一 三一 二九 二七
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三〇 二七 二五 二五 二四

		公衆浴場用のもの	一九
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
		公衆浴場用のもの	一五
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		その他のもの	一七
		木造又は合成樹脂造のもの	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	

		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一七 一七 一二
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一五 一一
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五

		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アークード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したもの	

		に限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五
		電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	一〇 一三 二七 二一

	農林業用のもの 主として金属造のもの その他のもの	一四 八
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	二五
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの	三〇 一五 一〇 二〇 八 一五 二五

		鋼鉄製のもの	一五
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
		その他のもの	四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
	車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
		電気又は蒸気機関車	一八
		電車	一三
		貨車	
		高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
		薬品タンク車及び冷凍車	一二
		その他のタンク車及び特殊構造車	一五
		その他のもの	二〇
		線路建設保守用工作車	一〇
		鋼索鉄道用車両	一五
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	一〇
		その他のもの	五
		無軌条電車	八
		その他のもの	二〇
		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を	

		含まない。) 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースノーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	五四 三四
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車	三 五四五

		被けん引車その他のもの	四
		前掲のもの以外のもの	四
		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	
	工具	その他のもの	四
		報道通信用のもの	五
		その他のもの	五
		二輪又は三輪自動車	六
		フォークリフト	三
		その他のもの	四
		その他のもの	四
	器具及び備品	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		前掲のもの以外のもの	三
		その他のもの	
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	

		事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	一五八 五八八 五 六八 五 一五八 五六 六 四
--	--	---	---

		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三六 一五八 二五 一五八
		事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	 三五 四五